

●問い合わせ

ごみの収集について	環境サービス課	☎ 22-2155
ごみの焼却・処分について	環境施設課	☎ 32-5391
リサイクル・パイプラインに関して	環境施設課	☎ 32-5391
環境衛生に関して	環境管理課	☎ 38-2050
環境保全に関して	環境管理課	☎ 38-2051

7月10日(月)の週から

ペットボトルは大切な資源、リサイクルにご協力を!

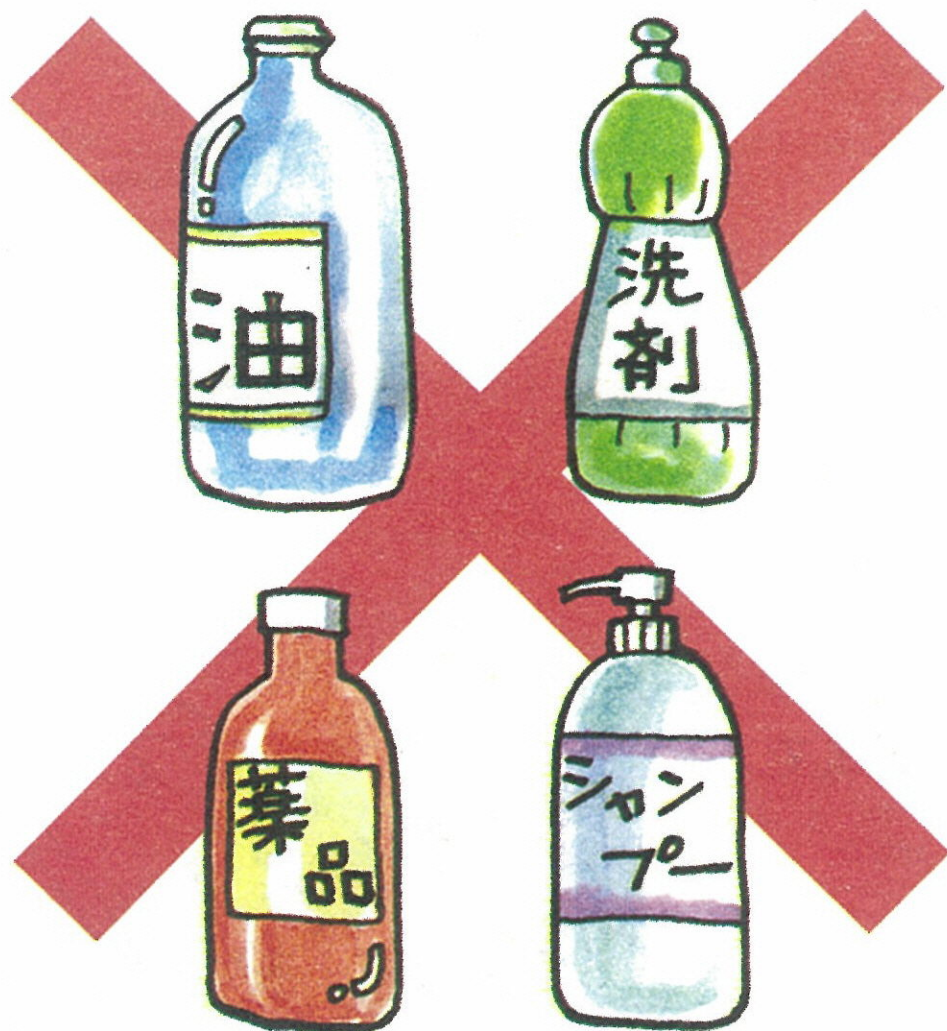
7月から、ペットボトルを 分別収集します。

リサイクルできるペットボトルには、ラベル部分やボトルの底にこのマークがついています。



収集しないもの

可燃ごみに出して下さい



- [例].....
- 調味料用(ソースなど)
 - 食用油
 - 洗剤、シャンプー、化粧品、医薬品などのボトル

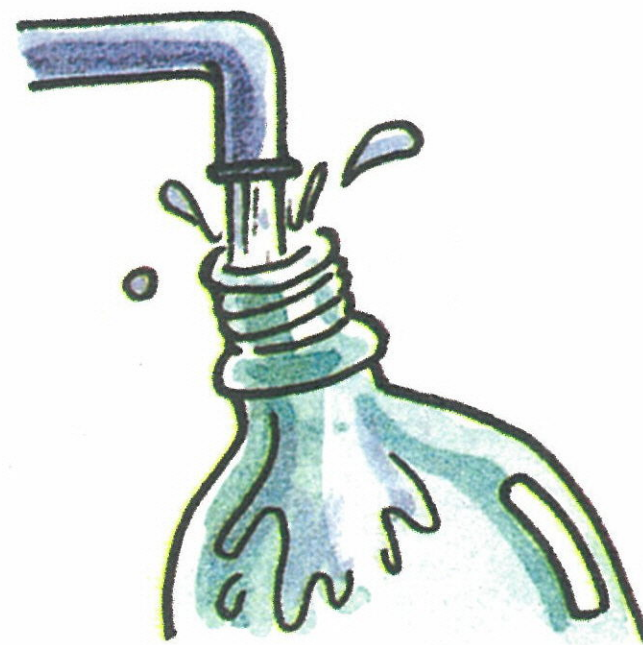
ペットボトルの出しかた

① キャップをとる、ラベルもとる

キャップとラベルは「可燃ごみ」へ
アルミのキャップは「その他不燃ごみ」へ出す



② 中を水で洗う



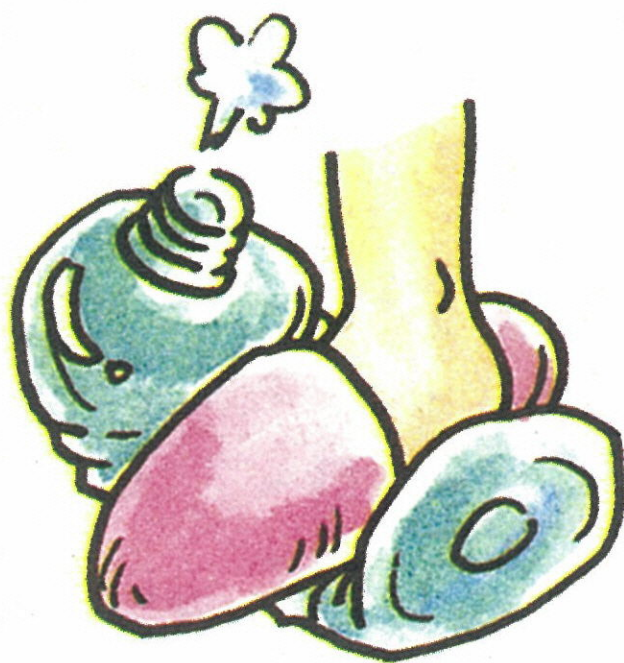
④ 「ビンとペットボトル」の日に分けて出す



の表示のあるペットボトルだけを透明又は半透明の袋に入れて出す。

ビン

③ 足などでできるだけつぶす



つぶすとラベルはとれやすくなります

ビンとペットボトルとは分けて置いてください

収集方法: 「ペットボトル」と「ビン」は別々に収集しますので、混ぜないでください。

リサイクルできるPETボトルの種類です

飲料類	炭酸飲料、果汁飲料、ウーロン茶、紅茶、コーヒー、スポーツドリンク、ミネラルウォーター、日本茶、麦茶、その他
酒類	焼酎、本みりん、洋酒、清酒、その他
しょうゆ	しょうゆ

※しょうゆ以外の調味料(たれ・ソースなど)、食用油、非食品(洗剤、シャンプー、化粧品、トイレタリー、医薬品)などは対象外です。

● 問い合わせ ●

〒659-0032
 芦屋市浜風町31-1 芦屋市生活環境部
 環境施設課 ☎32-5391 (リサイクル)
 環境サービス課 ☎22-2155 (収集)

ごみの収集と出し方

一般家庭の日常生活から出るごみを次の分類によって収集しています

可燃ごみ

- 生ごみ類：料理くず・残飯・茶かす・果物の皮など。生ごみ類はよく水を切って出ししよう。
- 紙くず類：袋・菓子箱・包装紙・紙コップ・ちり紙など。
- 布類：服・ハギレなど。再利用できるものは、分別して、集団回収へ。
- プラスチック類：洗剤容器・ビニール製品・洗濯ばさみ・カセットテープ・卵のパック・トレイ・「ペット」以外のプラスチックボトル類など。



カン

- 鉄缶：アルミ缶類：菓子の缶・ジュース缶・ビール缶・缶詰・食用油の缶・のり缶など。
- 第二週・第四週に収集します。

ビンとペットボトル

- ビン類：ジュースのビン・調味料のビン・化粧品類のビンなど。ビンのふたを取り、中を洗って出してください。
- 第三週に収集します。

その他 不燃ごみ

- ガラス類：電球・ガラス・鏡・コップ(グラス)など。割れたガラスなどは危険の無いように包んで、それとわかるようにして出してください。
- 鉄類：なべ・フライパン・やかん・スプレン・携帯用ガスコンロのボンベ(穴をあけてガスを抜いてください)。

大型ごみ

- 家具類：机・椅子・タンス・ベッド・鏡台など。
- その他：布団・カーペット・自転車・三輪車・石油缶・灯油缶(十八リ以上)など。
- 四週間に一回収集します。
- ★大型ごみの目安は、十八リポリタンクより大きなもの。ごみ収集車(プレス車)で回収しますので、その投入口に入る大きさです。
- ★家電類は買い換え時期等に販売店等に引き取ってもらうください。

医療系ごみの取り扱い(危険)

医療関係機関は、医療系ごみ(使用済注射針等)は別ルート収集となりますので、家庭ごと一緒に出さないでください。使用済注射針は投票を受けたところへお返しください。

業者に引き取ってもらうごみ

車庫・タイヤ・バッテリー・建築材・ガスボンベ・レンガ・ブロック・土砂・化学薬品・塗料・消火器など。

販売店に引き取ってもらうごみ

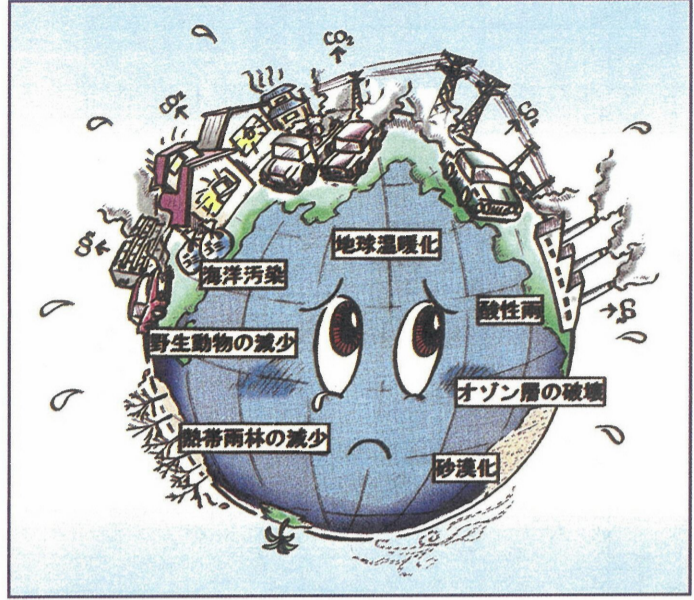
- 水銀電池：販売店にある回収箱へ。
- ニカド電池(充電式電池)：牛乳パック回収箱に併設した回収箱または、コップ各店へ。
- 薬ビン(中に入っているもの)：劇薬などは販売店へ相談してください。

市で収集しないごみ

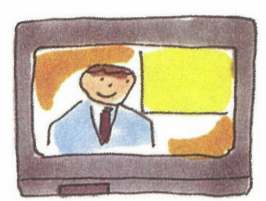
- 産業廃棄物：事業活動に伴って生じたごみのうち、燃えがら・汚泥・廃プラスチックなどの十九品目をいい、排出事業者自身で処理することになっています。
- 事業系ごみ：飲食店・スーパー・商店等の事業所の事業活動に伴って生じるごみで、市の処理施設へ自ら搬入するか、市長が許可する一般廃棄物処理業者に依頼してください。

考えてみませんか!! 環境のこと 地球のこと

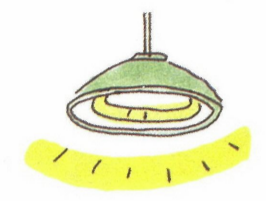
—6月は環境月間—



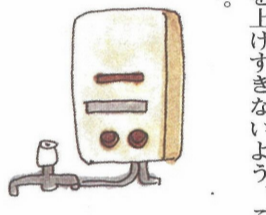
●カラーテレビ
見る時間を1日1時間減らすと、年間CO₂約10kg 約1,200円の節約



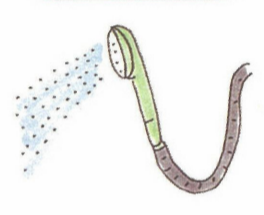
●照明
60Wの白熱電球を20Wの蛍光灯に替えると、年間CO₂約15kg 約1,700円の節約



●湯沸し器
お湯を温めるとき、食器を5℃と、年間CO₂約9kg 約1,700円の節約

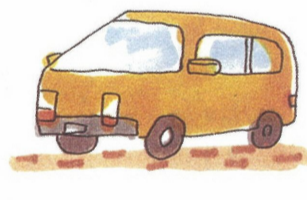


●シャワー
1日1分、シャワーの必要量を減らすと、年間CO₂約4kg 約800円の節約



●毎月二十日は「ノーマイカーデー」
六月は自動車公害防止月間
もつとも身近な交通手段である車。この便利な車を燃料消費によって地球温暖化を進行させています。そこで、毎月二十日を「阪神地域ノーマイカーデー」として、マイカー通勤などの自動車公害防止月間でもあり、ノーマイカーデー

●自動車
アイドリングを1日5分減らすと、年間CO₂約16kg 約2,800円の節約



●六月五日は「環境の日」
これらの電気やガソリンなどの消費量を少なくすることが、石油エネルギーの節約になり、さらには地球温暖化の防止に役立つこととなります。一人ひとりの心がけて、少しでも多くのことを実践し、みんな地球を守りましょう。



●照明やテレビなどのつけっぱなしに要注意
不要な照明は、こまめに消灯するほか、テレビなどのつけっぱなしはやめ、主電源を切ったり、電源をコンセントから抜くなど、電気は無駄遣いをなくし、省エネルギーに努めましょう。

●水の出しっぱなしに要注意
洗顔や歯磨き、シャワーなどをするときは、水の出しっぱなしはやめ、また、風呂の残り湯を洗濯・掃除、散水に使うなど、毎日の暮らしに欠かせない「水資源」を必要以上に使用しないよう心がけましょう。

●リサイクル品展示コーナーを開設
自転車、家具類などリフォーム可能な資源を大型ごみの中から回収し、リフォーム後、再生品として市民の皆様に再利用いただきます。今年には既に3月に実施し、約1,050人の来所者がありました。この事業は、年間2~3回行う予定です。大いにご利用ください。



●資源ごみ集団回収団体に登録しませんか!
ごみの減量を図り、限りある資源の再利用に役立てる集団回収にご参加下さい。

●登録資格	●回収品目
▼20世帯以上が参加	古新聞・段ボール・雑誌・牛乳パック
▼月1回以上定期的に回収を行う	古布・缶・ビン

●報奨金
回収された重量1キロにつき6円の報奨金を交付します。
※これまでに172団体が登録され活動を行っています。
※マンションの修繕費の積立金・自治会の活動費用などに活用いただけます。
問い合わせ ☎659-0032 芦屋市浜風町31-1 芦屋市生活環境部環境施設課 ☎32-531

●駐車中は「アイドリング・ストップ」の実行を
また、車を停止しているときは、不要なエンジンを止める「アイドリング・ストップ」に協力しましょう。荷物の積み降ろしや人待ちしているときなどは、アイドリング・ストップを実行することで燃費を節約し、排ガスを減らすことができます。

●みんなの道路で、ちゃんと走って、みんただい!
特に国道四三号の通行につきまして、大型貨物自動車等は夜間(22時~翌6時)中央寄り車線を走行するように心がけています。ご協力をお願いします。

●車を運転されるみなさんへ。

2 騒音・振動・臭気		単位: dB	
区 分	焼却炉運転中		基準値
	境界内	境界外	
測定日	H11.8.9~10	H11.8.2~3	—
朝 6時~8時	60	55	67
昼 8時~18時	54	54	54
夕 18時~22時	50	49	50
夜 22時~翌6時	47	44	44

(基準値より高い数値は、暗騒音(小雨・曇)が高いことによる。)

●大気環境調査

区 分	単 位	打出浜小学校	高浜町9高層	規 制 値
測定日	—	H12.3.15~16		(一日平均環境基準)
浮遊粒子状物質	mg/m ³	0.037	0.008	0.100
硫酸酸化物	ppm	0.008	0.008	0.040
窒素酸化物	ppm	0.046	0.044	0.040~0.060
塩化水素	ppm	0.046	0.034	—

●4 排出ガスの排出濃度

区 分	単 位	1号炉	2号炉	基 準 値
測定日	—	H11.5.13	H11.7.8	H11.11.16
ばいじん	g/m ³ N	0.003	0.003	0.003
硫酸酸化物	ppm	5.8	3.9	2.4
窒素酸化物	ppm	47	51	46
塩化水素	ppm	24	17	18

●ごみの不法投棄はやめましょう!
ごみ出しルールに違反して出された、大型ごみ・建築廃材・車庫・タイヤ・一般家庭以外からの廃家電製品等は「不法投棄」となり、警察の取締りを受けることとなりますのでご注意ください。

●きれいな住み良いまちに
地域によって決められた曜日、時間を守って正しく出してください。
※燃えるごみ・大型ごみは、午前8時30分まで
※燃えないごみは、お昼の12時30分まで

●割れたガラスなどは容器に入れるなど、わかるように。

●袋に入れて、きちんと口をしめて。

●必ず、決められた日時、決められたごみステーションへ。
ステーション以外は収集しません!

●紙袋(買い物袋)は破れやすいのでポリ袋を使ってください。

●ごみステーションの前に駐・停車されますと収集できないことがありますので車を停めないでください。ごみ収集にご協力ください。

問い合わせは 環境サービス課へ (☎22-2155)

●低公害車導入助成制度
本市では、環境にやさしい低公害車の普及に取り組んでいます。低公害車を導入される市内の事業者の方に、導入費用の一部を助成します。

◆助成の対象 天然ガス自動車(小型貨物自動車)
小型充填器

◆対象者 市内に事務所・事業所を有する個人又は法人

◆助成額 天然ガス自動車の購入又はリース料の4分の3
小型充填器は2分の1
(※限度額がありますので環境管理課までご相談ください。)

●芦屋市環境処理センターの運転状況結果(平成11年4月~平成12年3月の運転状況および、各種調査・測定を実施した結果をお知らせします。) 問い合わせ 環境施設課 ☎32-5391

●1 焼却灰熱削減

項 目	年 平 均 値	規 制 値
熱 効 率	3.00	10.00

●2 振動

区 分	焼却炉運転中	焼却炉停止中	基 準 値
測定日	境界内	境界外	2~3
	境界内	境界外	
昼間 8時~19時	28	26	26
夜間 19時~翌8時	26	23	25

●3 悪臭

区 分	環 境 処 理 セ ン タ ー	敷 地 境 界	基 準 内
測定日	H11.8.11		—
悪臭物質濃度	すべて悪臭防止		—
臭気強度	臭気強度1		—

●5 排ガス中のダイオキシン類

区 分	単 位	1号炉	2号炉	規 制 値
測定日	—	H11.5.13	H11.9.17	—
ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³ N	0.17	0.040	0.50以下

●6 焼却灰・バグ灰中のダイオキシン類

区 分	単 位	規 制 値
測定日	H11.9.16	—
ダイオキシン類	ng-TEQ/g	0.0047

●7 土壌中のダイオキシン類

区 分	単 位	規 制 値
測定日	H11.12.13	—
ダイオキシン類	pg-TEQ/g	1.6

(※バグ灰は薬剤処理しているため、基準(規制値)を適用しない。)

ご存知ですか？ 狂犬病予防法の一部が改正されました。

犬の登録事務と狂犬病予防注射に関する事務は、芦屋市が行うことに改正されました。

狂犬病予防法が設けられました昭和二十五年から犬に関する事務は、兵庫県(保健所等)が担当していましたが、本年度から「犬の登録に関する事務」と「狂犬病予防注射に関する事務」は市が行うこととなりました。

◆生後九〇日を越えたら登録を！

犬の所有者は、犬を取得した日(生後九〇日以内の犬を取得した場合は、生後九〇日を経過した日)から三〇日以内に芦屋市に登録の申請をしなければなりません。申請を受けた市は、「犬の鑑札」を交付(手数料三、〇〇〇円)することになっています。

また、この登録は一度行いますと、その犬が死亡するまでの間有効(犬や所有者の住所等が変わった場合は、変更届が必要です。手数料はいりません)となります。必ずその犬に着けておいてください。

◆狂犬病予防注射は毎年一回受けさせて！

犬の所有者は、狂犬病予防注射を毎年一回受けさせなければなりません。

予防注射を受けるには、集合注射(市と市内の獣医師が協力して、市内公園等の大会場で四月に行いました。)と市内の動物病院で随時行っています(個別注射の二通り(注射にかかると費用は、いずれの場合でも三、二〇〇円となっています。))



ですので、必ず受けさせてください。予防注射を行なった犬には「狂犬病予防注射済票」を市または動物病院から交付されますので、犬の鑑札と一緒にその犬に着けておいてください。

狂犬病について

狂犬病は現在の日本では発生していませんが、海外の多くの地域では今なお多数発生しています。

日本人は、狂犬病に対する警戒心がないため、海外で狂犬病の危険がある動物に咬まれる危険が大きいと言われています。

狂犬病は、予防できませんが、決して治癒させられない病気ですので、咬まれる前の免疫や、咬まれた後の発病予防が重要になってきます。

◆狂犬病はまだあるの？

日本では、一九二四～一九二五年には狂犬病の発生数が三、〇〇〇件を超え、人の狂犬病も一〇〇例以上となりましたが、ワクチン接種など国民が狂犬病撲滅に協力的であったことよって、狂犬病を根絶することができました。

日本から狂犬病が消えて四〇年以上が経過しているため、一般の人々だけでなく多くの医療関係者までも「狂犬病は過去の病気」と思い込んでいるようです。しかし、アジア、アフリカ、北米、中南米、ヨーロッパなど、世界の大部分の地域では今なお狂犬病が発生しています。

今年度の集合注射会場で「うちの犬は絶対咬まないのになぜ予防注射を受けなければならないのか？」というお叱りを二～三人の方から受けましたが、このように、狂犬病の発病予防はできますが、発病すると治癒させることが出来ません。犬の所有者は、必ず予防注射を受けさせてください。

飼い主としてのマナーを守りましょう！

犬や猫に関する苦情や要望が、県や市に数多く寄せられています。ペットのしつけと、ふんの始末は、飼い主としての当然の義務です。ペットを飼っている方は、今一度、周囲に迷惑をかけて

いないか点検し、マナーを守った飼い方を心がけましょう。

◆散歩の時は必ずリードを！

犬が大好きな人もたくさんいますが、犬が苦手な人もたくさんいます。散歩の時は、必ずリードをしてください。

◆ペットのふんは必ず持ち帰りましょう！

ペットのふんを放置することは、マナー違反だけでは済みません。ハエやうじ虫など、衛生害虫の発生源の一つにもなっています。ペットのふんは、トイレトーパーなど水に溶ける紙に包み、ご家庭のトイレに流してください。

犬・猫の引き取り制度

兵庫県動物の保護及び管理に関する条例では、動物がみだりに繁殖して飼主としての責任が果たせない恐れがあるときは、去勢・避妊などの繁殖を防止する措置を講じるよう努めることとされています。

また、生まれた子犬や子猫を、飼えないからといって安易に捨てることは決して許されることはありません。動物への虐待として罰せられることがあります。

そのため、県や市では犬や猫の引き取り制度を実施しています。やむを得ず飼えなくなった動物は、絶対に捨てずに、この制度を利用してください。

◆犬の引き取り

- 日時 毎週月・金曜日 午前一時～二時(祝日を除く)
- 場所 兵庫県動物愛護センター(案内図参照)
- 費用 生後九〇日以上の犬は、一匹につき一、七〇〇円。生後九〇日以下の犬は、一〇匹まで一、七〇〇円。

●持参するもの

①犬の鑑札 ②最新年度の注射済票
ただし、生後九〇日以下の犬は不要です。

◆猫の引き取り

- 日時 毎月第三水曜日 午前九時三〇分～一〇時
ただし、平成一三年一月一七日(水)は一月二四日(水)に変更します。
- 場所 市役所南館玄関横
- 費用 生後九〇日以上の猫は、一匹につき一、七〇〇円。

生後九〇日以下の猫は、一〇匹まで一、七〇〇円。

※飼主のいない拾得猫は無料です。

※県動物愛護センターに直接持ち込む場合は、毎週水曜日午前一時～二時

■死獣の引き取り

●手続き

開庁日 午後二時三〇分までに市環境管理課(3822050)へご連絡ください。

閉庁日 市役所(312121)へご連絡ください。
※持ちこまれる場合は、開庁日の午前九時から午後五時(一二時から一二時四五分を除く)に環境管理課までお越しください。

●用意するもの

飼い犬の場合は、犬の鑑札と最新年度の注射済票(引き取り、持ち込みとも)をご用意ください。ただし、生後九〇日以下の犬は不要です。

●引き取り

開庁日 午後二時三〇分から四時までに職員が引き取りに参ります。
閉庁日 土・日曜日の場合は、月曜日の引き取り時間内に引き取りに参ります。

長期休日(大型連休又は年末年始など)の場合は、別途広報でお知らせします。

●費用

- 飼主のいる動物
 - 大型犬(動物) 一匹 三、〇〇〇円
 - 中型犬(動物) 一匹 二、五〇〇円
 - 小型犬(動物) 一匹 二、〇〇〇円
 - 成猫 一匹 二、〇〇〇円
 - 子犬・子猫 三匹まで 二、〇〇〇円
- ※飼主がいない動物は、無料です。

問い合わせ

生活環境部環境管理課 ☎3822050
兵庫県動物愛護センター ☎06643214599



阪神神戸線武庫之荘駅北口から尼崎市バス「宮の北団地行き」乗車、「西昆陽バス停」下車、徒歩5分
尼崎市西昆陽4丁目1-1
☎06-6432-4599